

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は船員を辞めた後、昭和 62 年 5 月ぐらいから自営業を始めた。その年の秋ごろ、市役所又は社会保険事務所の女性職員が仕事場を訪れ、未納となっていた期間についての納付書を見せたので、その場で 5 万円ないし 6 万円の国民年金保険料をまとめて納付した。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である。

また、申立人は申立期間を除いて加入期間中に保険料の未納が無く、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の切替手続が適正に行われている上、55 歳から船員保険を受給しながらも国民年金に任意加入し続けていることから、申立人の納付意識は高かったと言える。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市において市役所又は社会保険事務所の職員が国民年金加入者を個別訪問し、未納分の国民年金保険料を徴収していたことが確認でき、申立人が主張する保険料額も申立期間における保険料額におおむね一致していることから、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 664

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月  
領収書等は残っていないが、ほかの期間は国民年金保険料を納付しているのに、昭和44年4月の分だけ未納になっていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金加入期間に保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳（昭和43年6月14日発行）を見ると、申立期間直後の44年5月1日に資格喪失したことが記載されており、申立人は同年5月に厚生年金保険に加入した際、申立人は市役所に国民年金手帳を持参し、適切に国民年金に係る手続を行ったことがうかがえ、その際、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていなければ、納付するよう指導を受けたと考えられることから、申立人が申立期間に係る保険料を納付する機会は十分にあったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金から厚生年金保険に切り替わる直前の国民年金保険料については未納が無く、申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとする合理的理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年1月まで

申立期間当時、公民館に市職員が国民年金保険料の集金に来ており、隣人と一緒に娘を連れて保険料を納めに行った記憶がはっきりあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の隣人と連番で国民年金制度開始当初の昭和36年4月28日に払い出されており、申立人及びその隣人は共に同年4月から国民年金に加入している。

また、申立人の隣人は申立期間当時、申立人と一緒に国民年金の手続に公民館に行った記憶があるとしており、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人の居住する市では、申立期間当時、公民館において職員による国民年金保険料の集金があったことが確認でき、申立人の主張には信憑性<sup>びよう</sup>があると言える。

加えて、申立人が国民年金に任意加入しておきながら、国民年金保険料を一度も納付しなかったのは不自然であると考えられる上、申立期間は10か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

申立期間当時、年配の女性が家に国民年金保険料の集金に来てくれていたので、必ず納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は結婚前に未加入期間があるものの、その後は申立期間を除いて未納が無く、厚生年金保険の資格喪失後、空白期間をおかず制度創設後の早い時期(昭和40年4月)から国民年金に任意加入して保険料を納付し続けていることから、申立人の国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったと言える。

さらに、申立期間の前後において、国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

加えて、申立期間当時、申立人は経済的にも国民年金保険料を納付できなかった事情に無く、納付催告を受けた記憶も無いと主張していることから、申立期間の2か月のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年10月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月3日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、330円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和4年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年12月から22年11月まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間は加入期間となっていないとの回答を受けた。戦中、戦後の申立期間においては、A事業所で国のために働いた期間であるので、船員保険として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年10月2日から同年11月3日までの期間について、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人のB事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、B事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、B事業所の事業主は、申立人が昭和21年10月2日に被保険者資格を取得し、同年11月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、330円とすることが妥当である。

一方、このほかの申立期間については、社会保険事務所の資料では、A事業所は適用事業所として確認できず、A事業所と類似名のC事業所が、申立

人が記憶していた所在地とは異なる都道府県で適用事業所であったことが確認できたものの、同事業所における唯一人の被保険者は、申立人名では無く、申立人が上司として覚えていた者の氏名でも無い。

また、船員保険被保険者名簿のマイクロフィルム収録先について、申立人がA事業所があったと説明する都道府県内の適用事業所において船員保険被保険者となっている記録のうち、A事業所名と頭文字を含む事業所で被保険者となっており、かつ申立人と生年月日が同一である被保険者名を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人は現在船員手帳を持っておらず、申立人が厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料も見当たらない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 35 年 3 月 22 日から 36 年 12 月 26 日まで  
②昭和 37 年 3 月 27 日から 40 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。

退職後、1年以上経過した後に脱退手当金の手続をしたことになっているが、本人の承諾無しに勝手に手続されていることについて、非常に疑問に思う。自分が請求したものか確認したい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後に国民年金に加入し、昭和 57 年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの間、国民年金保険料を完納しており、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 41 年 12 月 2 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 8 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 6 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 22 年 1 月から同年 3 月まで  
②昭和 24 年 8 月 23 日から同年 11 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、両申立期間は厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間①では A 事業所、申立期間②では B 事業所に勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②の昭和 24 年 8 月 23 日から同年 11 月 6 日までの期間について、社会保険庁の管理する厚生年金保険被保険者<sup>だいちょう</sup>臺帳により、申立人の B 事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、B 事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、B 事業所の事業主は、申立人が昭和 24 年 8 月 23 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 6 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者<sup>だいちょう</sup>臺帳の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 21 年 10 月 5 日から 22 年 6 月 1

日までに資格を取得した被保険者名を確認したが、申立人の氏名は確認できなかったほか、A事業所に照会したものの、昭和29年1月以前の退職者については在籍の有無を確認できる資料は無く、当時のことをよく知る者もいないとしており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や周辺事情を得ることはできなかった。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については昭和57年8月から同年10月までが17万円、同年11月から58年2月までが18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から58年3月1日まで

新聞の求人広告を見て求人に応募し、昭和54年3月にA事業所やB事業所のグループ企業に就職し、同月からA事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた。

また、就職後から上記の期間以後まで仕事の内容は同一であった。給与明細書にはB事業所の名称が入っていた。

A事業所とB事業所は関連会社であり、転勤や転籍はあったと考えているが勤務していたことは確かであり、また給料明細書等も所持しているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書などから判断すると、申立人は、申立てに係るA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から昭和57年8月から同年10月までが17万円、同年11月から58年2月までが18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は34年9月までは7,000円とし、同年10月から35年10月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から35年11月1日まで

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない、との通知を受けたが、当初の判断後、A社（現B社）が申立期間について勤務し保険料を徴収していることを認めたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日（昭和33年7月1日）が明記されていること、A社（現B社）の事業主（申立期間当時の事業主の息子）が雇用期間及び保険料控除を確認できないと回答したことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、A社（現B社）の前事業主（現事業主の兄）が申立人の勤務状態を明確に記憶していたため、A社（現B社）は申立期間において申立人が当該事業所に勤務し保険料の徴収をしていたことを認める書面を提出した。これにより、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は昭和 33 年 6 月の社会保険事務所の記録から、同年 34 年 9 月までは 7,000 円とし、同年 10 月から 35 年 10 月までは事業主が同期入社の人と同額であったとしたことから、社会保険事務所が管理する同期入社 2 名の標準報酬月額と同額の 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記入を誤ったとしていることから、事業主は昭和 33 年 7 月 1 日を A 社の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡国民年金 事案 667

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

申立期間当時、私は大学院の学生で所得が無かったため、市役所で毎年免除申請していた。このころ世帯の所得状況が変わりが無かったため、申立期間も免除となっていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は学生であり、市役所で免除申請した。」と主張しているが、当時、学生の国民年金保険料に係る免除については「学生に係る保険料免除基準」(平成3年1月30日付け庁保発第2号都道府県知事あて社会保険庁運営部長通知。以下「免除基準」という。)により、「学生被保険者本人とその親元の世帯の前年の所得状況により、国民年金保険料の免除を判断すること。」とされており、申立人の父親の給与額証明書によれば申立人の父親の前年所得が当時の免除基準に基づく基準額を超えており、申立期間当時、申立人の免除申請は承認されなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料(日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 668

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から同年10月まで  
申立期間当時、会社を退職し、自分で市役所に行き国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は3か月単位で納付していたはずである。  
国民年金の保険料に係る領収書の記憶もあり、必ず納付していたはずであるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和60年3月に年金手帳を持参して、市役所で国民年金の加入手続をした。」としているが、申立人が保管している年金手帳には、国民年金手帳記号番号のほか、資格取得日等の国民年金に係る記載が無く、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡は無かったことが確認でき、当時その市を管轄していた社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿にも申立人の氏名は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から50年3月まで

私は、申立期間当時、家族と共に自営業を営んでおり、結婚後も同様に働いていた。このころはすべての手続を母親に任せていたため、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付の記憶は定かでないが、納税組合が取り扱っていたと思う。当時は家業が最盛期であり、母親はまじめな人間であったため、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は144か月と長期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金手帳の特徴、保険料額等の記憶が定かでないほか、加入手続及び保険料の納付をしたとされる申立人の母親からも当時の状況が確認できない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和50年ごろに払い出され、同年度から夫婦一緒に国民年金保険料が納付されているものの、申立期間当時は申立人の妻も未納となっており、ほかに申立期間の保険料を納付したことを推認できる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿においても申立人は未納となっており、納税組合等の自治組織に係る資料も確認できないほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年12月まで

私は、それまで勤務していた企業を退職し、自営で事業を始めた。その後、居住する自治体の職員に勧められ妻と一緒に国民年金に加入し、妻に国民年金保険料の納付を任せていた。妻は保険料の未納が無く、自分の保険料のみを納付していたとは考えにくい。

また、当時の経済的事情から保険料の納付に困る状況でなく、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は「始めのころは保険料を納めると年金手帳に印鑑が押され、その後納付書になった。」と述べているが、申立人が当時居住していた市では、国民年金手帳を一括で保管し、申立期間の当初から納付書による納付が行われており、申立人の記憶と相違する。

また、申立人は、その妻と一緒に国民年金に加入したと述べているが、その妻の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月に払い出されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は49年12月に払い出され、46年3月にさかのぼって資格取得されており、その時点で申立期間の一部は特例納付によるほかは時効又は未加入期間となり保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえない。

さらに、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿でも申立人の納付記録は確認できないほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 671

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年10月まで  
国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、母親がしていたので詳細は不明だが、申立期間について、両親とも保険料が納付済みとなっているのに私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、加入手続をして保険料を納付したとする申立人の母親も記憶が曖昧であり、申立期間当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和46年8月23日であり、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効のため保険料を納付することができない期間であるが、申立人には遡及して納付した形跡はうかがわれない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年3月まで

申立期間当時、父親の経営する店で勤務していたが、自分で国民年金保険料を納付していた。納付が遅れると母親から叱られ、督促された際に母親が金融機関に出向いて、納付してくれたこともあったので、申立期間が未納であるとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は102か月と長期である。

また、申立人は申立期間当時、国民年金保険料の納付が遅れることがあったとしており、まとめて保険料を納付したこともあると述べているが、その納付時期及び納付金額については記憶が無く、納付状況が不明である。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料の納付が遅れた際、申立人の母親が代わりに保険料の納付に行ってくれたこともあると述べているが、その母親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人は申立期間に未納期間もあったかもしれないと述べているが、未納期間に係る記憶は曖昧であり、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年3月まで  
会社を退職した後、私か母親が役場で国民年金の加入手続をしたと思う。保険料は婦人会が集金しており、私か母親が納付していた。これまで役所から届いた書類に自分の名前が書き間違えられていたことがあり、当時の経済的事情からも未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当時の国民年金保険料の納付頻度、保険料額等の記憶が曖昧であるほか、加入手続及び保険料の納付をしたとされる申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人が記憶している当時の集金人は、国民年金保険料ではなく水道料金のみ集金していたことが確認できたほか、申立期間の保険料を納付したことを推認できる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人は申立期間直後の2年分の国民年金保険料の預り証を保管しているものの、申立期間分の預り証が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無いため、当時の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和42年8月から48年12月まで

私が20歳の時に母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母親が納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に他界しており状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月ごろ払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられ、この時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和51年2月13日に申立期間後の49年1月から50年3月までの保険料を過年度納付しており、その時点では第2回目の特例納付も終了していたため、申立期間に係る保険料についてはすべて時効により納付できなかった可能性がある。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和11年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和37年1月から39年3月まで

私は、昭和35年12月に国民年金に加入した。国民年金保険料については、地域の班内の世帯で設立された納税貯蓄組合を経由して納付した。その納税貯蓄組合を通じて、国民年金保険料のほか、所得税、住民税、国民健康保険料を納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の居住する市では国民年金手帳に国民年金印紙<sup>ちょうふ</sup>を貼付して国民年金保険料を収納していたが、保険料の納付方法に係る申立人の記憶<sup>あいまい</sup>は曖昧である。

また、申立人の昭和40年度から55年度までの国民年金保険料については、おおむね3か月ごとに納付していることが確認できるが、申立期間直後の39年度分の保険料は昭和40年4月30日に納付されており、申立人と同班のほかの被保険者の納付日と一致しないことから、申立期間から継続して保険料を定期的に納付していたとはみられず、さらに、申立人が居住する市の検認記録カードには申立期間は未納と記載されている。

加えて、申立人には、申立期間に係る保険料を過年度納付や特例納付により<sup>そきゅう</sup>遡及して納付した記憶は無く、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から37年3月まで  
②昭和38年4月から39年3月まで

成人式の会場で国民年金の加入について説明を受け、その場で国民年金加入の手続をした。

国民年金保険料は母親が納付してくれていたはずなので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は成人式の会場で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、昭和36年か37年のどちらの成人式に出席したのか記憶が定かでなく、式典時の加入勸奨についても確認が取れない。

また、当初申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張していたが、その後申立人自身が保険料を納付していたと変更するなど国民年金の加入及び保険料の納付に係る記憶が曖昧である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、昭和39年4月以降は保険料を納付したことを示す押印があるが、申立期間に係る印紙検認欄は空白となっており、加えて、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和21年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年2月から53年3月まで

私は申立期間当時、父親の仕事を手伝っており、国民年金の保険料や税金などの支払いはすべて父親に任せていた。保険料の納付は親の義務であり、兄の保険料が納付済みとされているのに私だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は146か月と長期である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとされる申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人の父親は、昭和48年の国民年金法の改正による経過措置である「再開五年年金」に49年に加入し国民年金保険料を納付し始めており、申立人の長兄の保険料について長兄の妻は自ら納付していたと証言しており、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたとは推認し難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年度にその妻と連番で払い出されており、国民年金保険料が同年度から納付されていることから、申立人及びその妻はこのころ加入手続をし、20歳到達時にさかのぼって被保険者資格を取得したものと考えられ、その時点で申立期間の大半は特例納付によるほかは、時効により保険料を納付できない期間であるが、申立人及びその妻にはさかのぼって申立期間当時の保険料をまとめて納付したとの記憶も無い。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことともうかがえず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、申立人の申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から48年11月まで  
昭和42年ごろ、妻と共に国民年金に加入し、二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は76か月と長期である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月22日に払い出され、申立人が日本国籍を取得した48年12月22日にさかのぼって資格取得されていることから、申立期間は制度上国民年金に加入できなかった期間であると考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から43年12月まで  
ねんきん特別便では、申立期間が未加入期間とされていたため、昔の日記を見たところ、「昭和43年2月に国保を支払い社保に切替」と書いてあったので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、日記に「昭和43年2月23日に国保1650円」と記載してあることをもって、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずだと主張しているが、記載された金額が申立期間当時の保険料額と一致せず、ほかに日記内容を見る限り、国民健康保険に関する記述と考えられる。

また、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶がほとんど無く、加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年12月9日に払い出されており、申立人はそのころ初めて国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点では申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付できず、ほかに申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたたていたこともうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から9年1月までの期間については、国民年金に任意加入していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から9年1月まで

私は、60歳に到達した平成7年11月に夫婦で市役所に出向いて国民年金の任意加入制度について説明を受け、同年11月中に夫が私の任意加入の手続をした。

市役所の手違いで私の国民年金の加入日が9年2月17日とされたため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入した国民年金保険料を平成9年2月に発行された平成8年度の納付書により初めて納付したと述べており、当該納付書の8年4月から9年1月までの欄に納付不要を示す押印がある上、納付書の発行時期からみて、申立人が任意加入したのは9年2月ごろと推認され、申立期間は未加入期間であり、さかのぼって国民年金の任意資格を取得すること、及び保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取った記憶や保険料を納付した記憶が無い。

さらに、申立人の国民年金の任意加入手続を行ったとする申立人の夫の申立期間に係る国民年金の任意加入時期や加入状況についての記憶が曖昧である。

加えて、申立期間に申立人が国民年金に加入していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金に任意加入していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月  
昭和40年2月に会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行った。  
申立期間当時、国民年金保険料は妻が私の分と一緒に婦人会の集金で納付していた。  
申立期間について妻は納付済みになっているのに、私は未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続について申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に地域の婦人会で納付していたとする申立人の妻は、申立期間の自分の国民年金保険料を昭和40年1月30日に納付しているが、この時点で申立人は、厚生年金保険被保険者であり、同じ日に申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付することは不自然である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、40年3月1日が国民年金の資格取得日として記載されており、申立期間は未加入期間となる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年6月から50年3月まで  
昭和45年8月に婚姻届を市役所に提出した際、国民年金の加入手続をし、その時から口座振替で国民年金保険料を納付している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を金融機関の口座振替で納付したと主張しているが、申立人が居住していた市では、口座振替による納付が開始されたのは昭和49年度からであり、申立人の主張には不合理な点がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月4日に払い出されているが、同日に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫も申立期間が未納となっている上、この時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、申立人には遡及して納付した形跡はうかがわれない。

さらに、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年6月から50年3月まで  
昭和45年8月に婚姻届を市役所に提出した際、国民年金の加入手続をし、その時から口座振替で国民年金保険料を納付している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を金融機関の口座振替で納付したと主張しているが、申立人が居住していた市では、口座振替による納付が開始されたのは昭和49年度からであり、申立人の主張には不合理な点がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月4日に払い出されているが、同日に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も申立期間が未納となっている上、この時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、申立人には遡及して納付した形跡はうかがわれない。

さらに、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 4 月ごろから 39 年 7 月ごろまで  
(A 事業所)  
②昭和 39 年 7 月ごろから 40 年 4 月ごろまで  
(B 事業所)

A 事業所及び B 事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

申立期間①について、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険番号である 597 番（昭和 38 年 2 月 13 日に資格を取得し、同年 4 月 15 日に資格を喪失）から、同番号 840 番（昭和 39 年 9 月 4 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、597 番以外に申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、C 事業所（A 事業所吸収合併後の新会社）において、関連資料を調査するも、保存期間を経過し廃棄済みのため、申立てに係る事実を確認する事はできなかった。

さらに、C 事業所より、「厚生年金保険に加入させていない非正規雇用

の従業員が多数いた。」との証言を得た。

申立期間②について、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号85番（昭和39年4月1日取得）から、申立人の同番号である97番（昭和40年4月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、97番以外に申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡<sup>こんせき</sup>も認められない。

また、申立てに係るB事業所において、申立期間当時、厚生年金保険加入手続の事務を担当していた者より、「申立人が働いていた事は確かだが、当初は厚生年金保険に加入させていなかった。」との証言を得た。

さらに、申立てに係るB事業所は既に全喪しているため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月10日から29年5月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答であったが、申立期間について受給した記憶が無いので、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和29年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 22 日から同年 12 月 31 日まで  
社会保険事務所へA事業所での厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。新人研修を修了し昭和 40 年 12 月 22 日から正社員として勤務地へ配属されたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 3601 番(昭和 40 年 12 月 1 日取得)から申立人の同番号 3749 番(昭和 41 年 1 月 1 日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した<sup>こんせき</sup>痕跡も認められない。

さらに、入社してから職員として共済組合に加入するまでの間は「臨時雇用員」としての扱いであって、厚生年金保険に加入させる時期については、適用事業所の現場長の裁量の範囲であったとの証言が、A事業所に関連する事業所の関係者から得られた。社会保険事務所が管理する記録においても、同時期に入社・研修・配属された者と思われる多数の者の厚生年金保険の加入年月日は、申立人と同じ昭和 41 年 1 月 1 日とされているうえ、申立期間である 40 年 12 月 22 日から同年 12 月 31 日の間に資格を取得した者は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 1 月 15 日から同年 7 月 1 日まで  
②昭和 31 年 5 月 15 日から 33 年 5 月 15 日まで

社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、A事業所について昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 5 月 15 日までの記録が、本名とは別の読み方の未統合年金記録で見つかった。記憶ではもっと前から勤務しており、また、3年間継続して勤務したと思うので、申立てをして記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立てに係るA事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番(昭和29年5月1日取得)から同番号43番(昭和34年4月20日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号25番(昭和30年7月1日取得、31年5月15日喪失)以外に見当たらず、申立人の氏名が脱落した<sup>こんせき</sup>痕跡も認められない。

さらに、A事業所は既に全喪しており、A事業所における申立期間当時の事業主の遺族に、当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 23 日から 37 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、申立期間に係る事業所の退職時、退職金は無く、脱退手当金制度自体を知らなかったため、請求した記憶はないし、受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 37 年 8 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる女性 21 名のうち、資格喪失後に間もなく転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 1 名を除く 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名について資格喪失日から 6 か月以内で脱退手当金の支給決定がなされており、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 1 日から 48 年 9 月 10 日まで  
申立期間においては、A事業所とB事業所に就労したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者となっていないとの回答を得た。

この約3年半の期間において、実際に勤務した期間及び先に勤務した事業所はどちらか覚えていないが、A事業所とB事業所に就労したのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めていただけるよう申立てします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 2700 番（昭和 45 年 1 月 1 日取得）から同番号 3610 番（昭和 48 年 11 月 1 日取得）を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。同様に、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 69 番（昭和 44 年 10 月 21 日取得）から同番号 128 番（昭和 49 年 3 月 13 日取得）を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、A事業所に照会したところ、申立期間当時の資料は無いものの申立期間当時は臨時職員制度があり、同職員は社会保険に加入させなかったとしており、実際に申立人が在籍していたと主張する部署にいた者から

も「この部署の労働者はA事業所に臨時職員として採用され、数年後に正社員となることができた。」という証言を得た。同様にB事業所に照会したところ、申立人について正社員としての在籍記録が確認できないとの回答があり、申立期間当時の総務人事担当者及び現場責任者も、申立人のことを覚えていないとしているほか、総務人事担当者からは、「当時のB事業所には正社員でない個人親方も在籍していた。」との証言も得られた。

加えて、申立期間においては、公共職業安定所が管理する雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 1 月 10 日から 30 年 6 月 1 日まで  
②昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 26 日まで

年金記録を確認した結果、脱退手当金が支払われているということだが、自分は脱退手当金を受け取っていないので、誰に渡したのか知りたい。テレビを見たり、友人等と話をする度にあきらめる事はないと思うようになったので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて5ページに記載されている厚生年金保険の被保険者期間が2年以上あり、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和32年4月26日の5年以内に資格喪失した女性25名のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた2名を除く23名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月ごろから36年9月ごろまで

A健康保険組合に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書は無いが、源泉徴収票があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立てに係るA健康保険組合が、厚生年金保険の新規適用事業所となったのは平成13年10月1日であることが確認できる。

さらに、A健康保険組合では、同健康保険組合が適用を受ける前には、B事業所での被保険者として厚生年金保険の加入手続を同事業所が行っていたとしていることから、同事業所に確認したところ、「A健康保険組合の職員をB事業所での被保険者として厚生年金保険の加入手続を開始したのは昭和45年11月1日からである」との証言を得た。念のため、社会保険事務所が管理する、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号2250番（昭和28年4月1日取得）から同番号7793番（昭和37年4月1日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

加えて、申立人より提出された「保護廃止決定通知書」から、申立人が

昭和 33 年 5 月 1 日に生活保護（医療扶助）を廃止され、同日より健康保険に加入したことが確認できるものの、申立人の住所地において、国民健康保険が開始されたのは 34 年 4 月 1 日であることから、33 年 5 月 1 日において、申立人が国民健康保険被保険者となることはできず、このことから、加入した健康保険は、政府管掌健康保険又は健康保険組合管掌健康保険のどちらかであると考えられる。これについては、申立人が提出した昭和 36 年分給与所得源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額を見ると、給料手当等支払金額から算出した政府管掌健康保険の保険料としては低額であり政府管掌健康保険の保険料とは考え難く、A 健康保険組合管掌健康保険の保険料は不明ではあるものの、政府管掌健康保険の保険料よりも低額であったと考えられることから、申立人が加入したのは、同健康保険組合管掌健康保険だった可能性が高いものと思われるが、当該源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、同健康保険組合管掌健康保険の保険料に厚生年金保険料を加えた額としては低額すぎるため、当該社会保険料には厚生年金保険料は含まれていないものとうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 6 月 2 日から 32 年 4 月 6 日まで  
(A 事業所)  
②昭和 33 年 9 月 28 日から 34 年 12 月 9 日まで  
(B 事業所)  
③昭和 35 年 2 月 14 日から 37 年 8 月 10 日まで  
(C 事業所)  
④昭和 37 年 8 月 18 日から 38 年 12 月 30 日まで  
(D 事業所)

公共職業安定所の紹介で A 事業所に入社したが、技術があったため引き抜きにより B 事業所に入社した。その後、C 事業所や D 事業所でも常勤として就労した。厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、厚生年金保険の被保険者期間として年金記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①の A 事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 25 番（昭和 31 年 2 月 6 日取得）から同番号 98 番（昭和 35 年 4 月 6 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号 56 番（昭和 32 年 4 月 7 日取得、33 年 9 月 27 日喪失）以外に見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、A 事業所は既に全喪しており、全喪時の取締役で申立期間当時から勤務をしていた同僚に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資

料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②のB事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号74番（昭和32年4月1日取得）から同番号185番（昭和38年4月21日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号99番（昭和34年12月10日取得、35年2月13日喪失）以外に見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、B事業所が管理する失業保険被保険者資格取得確認通知書、及び同資格喪失確認通知書によると、社会保険事務所が管理する申立人の被保険者記録と同日の昭和34年12月10日に資格を取得し、また、35年2月13日に資格を喪失していることが確認できる。

申立期間③のC事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号1番（昭和32年3月1日取得）から同番号37番（昭和41年8月26日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、申立期間当時のC事業所の事業主に厚生年金保険の適用について照会したところ、「社員全員を加入させていたはずである。」という証言は得たものの、証言の内容を裏付ける申立人の被保険者資格の得喪の年月日、標準報酬月額に係る資料などの関連資料及び周辺事情は確認できない。

申立期間④のD事業所について、D事業所は申立期間内の昭和38年6月21日に一度全喪し、同年12月1日に新規適用を受けていることから、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票について、健康保険番号1番（昭和37年5月1日取得）から一度全喪するまでの最終の被保険者である同番号19番（昭和37年10月6日取得）、及び再度新規適用を受けた後の同番号1番（昭和38年12月1日取得）から同番号11番（昭和39年10月21日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、申立期間前から勤務している全喪時の事業主に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「正社員とは別に、所得税、失業保険料、厚生年金保険料等を一切控除しなかった従業員がいた。」という証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年10月から27年12月まで

(A事業所)

②昭和29年9月から32年12月まで (B事業所)

申立人である夫は、既に死亡しており詳細は不明であるが、生前夫は自分に万が一のことがあれば少額であるが遺族年金が支給されると話していた。夫は、きちょうめんな性格であったので、厚生年金保険の被保険者期間についても把握していたと思っている。夫が死亡したときに、厚生年金保険被保険者期間が12月不足しているということで遺族年金が支給されなかったが、現在確認できる厚生年金保険被保険者記録以外に被保険者記録があるものと思っているので申し立てる。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①のA事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号27番(昭和25年1月15日取得)から同番号235番(昭和33年3月31日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した<sup>こんせき</sup>痕跡も認められない。

また、A事業所及びA事業所の申立期間当時の工場長に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したも

のの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②のB事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号12番（昭和27年3月1日取得）から同番号48番（昭和35年4月5日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、B事業所は既に全喪し事業主も死亡していることから、申立期間当時の経理担当だった元従業員に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、元従業員は、健康上の理由から、現在証言できる状況には無いため関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。